

建設業法等の遵守について

- 1 公共工事においては、一括下請負は禁止されています。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条)
- 2 建設工事を請け負った建設業者は、その工事を施工するとき、工事現場に主任技術者を置かなければなりません。
(建設業法第26条第1項)
- 3 公共性のある建設工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円以上(建築一式工事にあっては9,000万円以上)のものについては、その工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。
(建設業法第26条第3項)
(建設業法施行令第27条第1項)
- 4 旭川市から請け負った1件の建設工事について、下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上(建築工事一式工事の場合は、8,000万円以上)となる下請契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に専任の監理技術者を置かなければなりません。ただし、監理技術者を補佐する者を専任で置く場合は、監理技術者は、工事現場数2まで兼任することが可能です。
また、施工体制台帳の写しを旭川市に提出しなければなりません。
(建設業法第26条第2項、3項)
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
(建設業法施行令第2条)
- 5 旭川市から建設工事を請け負った業者が工事現場に置く専任の監理技術者は、監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けた者でなければなりません。
(建設業法第26条第5項)
- 6 監理技術者は、工事現場では常に資格者証を携帯し、旭川市から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。
(建設業法第26条第6項)
- 7 建設工事を請け負った建設業者(旭川市から直接請け負った者に限る。)は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を掲げなければなりません。
(建設業法第24条の7第4項)
(建設業法第40条)

●諸法令の遵守

請負者は、建設業法のほか、次に掲げる法令等についても遵守しなければなりません。

- ・労働基準法及び労働安全衛生法
- ・労働者災害補償保険法及び建設労災補償共済制度
- ・中小企業退職金共済法及び建設業退職金共済組合制度
- ・騒音規制法及び振動規制法
- ・北海道公害防止条例及び旭川市公害防止条例
- ・その他旭川市契約規則等__